

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	外国投資家の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当であると考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となります。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としていますが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当であると考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当であると考えます。		ZA120001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく」外国投資家、規制の適用除外	5034	5034A011	1	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく」外国投資家、規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に合わせた対応が望まれる。		
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	外国投資家の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当であると考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となります。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としていますが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当であると考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当であると考えます。		ZA120001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。		
文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	d		文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制はなく、国際会議への出席に伴う海外でのコピー代金、電話料等の支払に際して、クレジットカード決済を導入する方向で現在検討を行っているところである。なお、国内において職員が物品購入等のため立替を必要とすることはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。		ZA120002	全庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。	省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードの活用を進め、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	d	-	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制はなく、国際会議への出席等に伴う海外でのコピー代金、電話料等の支払に際して、クレジットカード決済を導入する方向で現在検討を行っているところです。なお、国内において職員が物品購入等のため立替を必要とすることはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理しています。		zA120002	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え、なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考え、物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	d	-	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制はなく、国際会議への出席等に伴う海外でのコピー代金、電話料等の支払に際して、クレジットカード決済を導入する方向で現在検討を行っているところです。なお、国内において職員が物品購入等のため立替を必要とすることはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理しています。		zA120002	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカードの導入	
	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	d	-	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制はなく、国際会議への出席等に伴う海外でのコピー代金、電話料等の支払に際して、クレジットカード決済を導入する方向で現在検討を行っているところです。なお、国内において職員が物品購入等のため立替を必要とすることはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理しています。		zA120002	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリアフサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
専修学校設置基準第28条、学校教育法第83条の2	専修学校設置基準第28条においては、「専修学校の名称は、専修学校として適当なものでなければならず、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならず」とされています。また、学校教育法第83条の2では、学校教育法第1条に掲げる学校以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を使用してはならないという規定があります。したがって、高等学校以外の教育施設が高等学校の名称を使用することはできません。	c	-	専修学校設置基準第28条には、原則として、専修学校の名称は、専修学校として適当なものでなければならず、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならず」とされています。また、学校教育法第83条の2では、学校教育法第1条に掲げる学校以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を使用してはならないという規定があります。したがって、高等学校以外の教育施設が高等学校の名称を使用することはできません。 これは、1条学校以外の教育施設が1条学校の名称を用いることにより、一般私人に不利益を及ぼすことのないようにする、との趣旨に基づいています。こうした趣旨をふまれば、文部科学省としては、高等学校以外の教育施設に関して、「高等学校」という文字を使用することは困難と考えます。		zA120003	文部科学省	高等専修学校の「専修高等学校」名称使用に関する特例	5010	5010A001	1	学校法人 武蔵野東学園 武蔵野東技能高等専修学校	1	高等専修学校の「専修高等学校」名称使用に関する特例	高等専修学校は、高等学校と同様後期中等教育機関であるが、中学校3年生にとって卒業後の進路の選択肢としてなかなか認知されていない現状がある。まず専修学校は、学校教育法82条の2に位置づけられており、高等学校卒業以上を対象とする専門課程(専門学校)と中学校卒業以上を対象とする高等課程(高等専修学校)と社会人(学歴を問わない)一般課程とが混在する。また、平成16年度全国にある高等専修学校は591校あり、校名に「高等専修学校」の呼称を使用している学校は134校(22.6%)に過ぎない。専門課程を併設している学校ほとんどは「専門学校」の呼称を使用しているのが現状なのである。このような背景の中、専門学校が主体となっている現状の中で、高等専修学校は社会的認知度も低く(非常にわかりにくい)学種とではない。つまり、中等学校卒業後の進路の選択肢の一つとして明らかにするために、一般化している「高等学校」という言葉を入れ、「専修高等学校」という名称を使用することができるよう規制を緩和する。	名称変更手続きを執った後、公立中学校・教育委員会・中学校長会との連携を求めることにより、中学校3年生・保護者・中学校教員に対し、中学校卒業後の進路の選択肢として認識して頂ける活動を展開していく、そうすることにより、職業教育・人間教育を柱に教育を展開する高等専修学校の存在が明らかになり、より活性化が図られていく。不登校を経験した生徒や障害のある生徒など様々な個性の生徒にとっての居場所となるべく存在を示す努力を繋げていく。次に、在校生・卒業生が高等専修学校ではない学校であることを周知に十分な説明しにくい現状があったが(中には引け目を感じていたという声もあった)、「専修高等学校」の名称を使用することにより胸を張って自分の学校の説明が容易になり、理解が促進され、彼らの精神的な効果へと波及する。また、せめて高等学校だけは行かせたいという保護者の強い願いから生まれた通信制高等学校との技能連携制度は必要性がなくなり、保護者の授業料負担の軽減が図られることにつながっていく。つまり、高等専修学校の認知度が高まり、正しい進路選択の中で高等専修学校を必要とする生徒が増え、個に即した有為な人材育成を図ることにつながる。	添付資料：「今後の専修学校教育の充実・振興について(案)」に対する意見本校教員の一部 添付資料：東京都高等専修学校概要2006年度版 添付資料：高等専修学校進学ガイド 添付資料：路・みち第32号	
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「R法」という。)においては、従来より放射線を放出する同位元素すべてを規制するのではなく、一定の放射能(Bq)濃度(Bq/g)以下「規制下限値」という)を超える放射線を放出する同位元素のみを「放射性同位元素」と定義して、規制を行ってきました。平成16年6月のR法改正(平成17年6月施行)は、国際原子力機関(IAEA)等の国際機関等の定めた国際安全基準免除レベル(以下「国際免除レベル」という)を規制下限値に取り入れることを目的としています。国際免除レベルは、通常時では実効線量を年間10μSv、事故時では実効線量を年間1mSv、かつ、線源の一年間の使用による集団線量が1man-Svを超えないとする基準線量を定めた上で、一定のシナリオに基づく(被ばく計算により、核種ごとに設定された規制を免除する具体的な数値基準であり、核種ごとの放射能濃度からなります。	e	-	国際免除レベルは、国際機関より合意された科学的根拠に基づき(線量基準を用いて、核種の特性を反映し核種ごとに計算されたものであり、我が国の国際安全への取入れ)に於いて放射線防護基本法(以下「放射線防護法」という)に基づき、規制対象が外れる放射性同位元素からの被ばくに対する国民の安全性を確保する観点から問題はない。国際免除レベルを国内法令に取り入れることは適切とされています。 このようにことから、ご要望理由の「処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれ、及び利用先における放射能汚染、は適量基準を定めた。規制下限値を超える放射性同位元素の使用する場合、液体状の放射性同位元素によって汚染されたもの(廃棄物)についてはR法の規制を受けることとなるため「放射線防護法」汚染処理センターなどの汚染、されるおそれはないと考えます。したがって、ご要望の内容にあるような「処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがある」のご指摘は事実誤認であり、特段の措置を講じる必要はないと考えます。 なお、改正前のR法においては規制下限値は物理的半減期等に基き「第一級」区分として定めていたのに対し、国際免除レベルを導入した改正後のR法においては規制下限値は核種ごとに定められています。そのため、核種によって規制下限値が異なる(規制が緩和される)ものもあれば、規制下限値が同じになる(規制が強化される)ものもあり、一概には規制緩和とは言えない状況となっている。また、規制の対象となる核種自体が変わるわけではありませぬ。		zA120004	文部科学省 環境省	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	5015	5015A002	1	夏目享之	2	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	このたびの「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正により、規制対象外となった者や基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や通達等を出すなどの措置を行うことを強く要望します。	廃棄物の適正処理、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全及び廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、例えば、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定められた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集・運搬・処分等する場合の基準(委託基準を含む)を新設したり、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定められた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置をとられた。	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という)の一部改正等により、17年6月1日以後、同法中等で規制されていた放射性同位元素の廃棄物の種類や処理業者や廃棄物の有効利用に影響を及ぼしたり、ごみ量を増加させたりするおそれがありました。例えば、「放射線障害防止法」に基づき(禁止区分により)規制対象外となった者や放射線障害防止法の基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や通達等を出すなどの措置を行うことを強く要望します。	添付資料 概要 参考
大学設置基準第37条第1項	大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く)は、収容定員上の学生1人当たり10㎡として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積としています。	c	-	学生が充実した学習を行うことができるように、一定の校地面積を確保することが必要であると考えており、このような観点から、必要最低限の基準を省令等で定めているところです。なお、構造改革特区においては、一定の要件の下、学生1人当たりの校地面積が10㎡を下回ることも可能となっています。また、本特例措置については平成17年度上半期の評価対象となっており、その結論が9月に構造改革特区本部において決定される予定となっています。		zA120005	文部科学省	大学設置基準等の見直し	5034	5034A019	1	(社)関西経済連合会	19	大学設置基準等の見直し	大学設置基準等による制約(校地が必要)により、都会から大学が郊外へと移転し、各都心部での若者の空洞化が目立つ為、校地を必要としない様、規制緩和を行い、大学等の都心回帰が都心部の活性化に繋がる様にお願したい。(大学院における大学院設置基準では校地に関する制約が無い為、都心のビルにも徐々に開設されつつある)	都心への大学等の設置を契機に、若者の都心への通学・移住等による都市活性化促進が図られ、経済の活性化に繋がるのではないかと考える。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
文化財保護法第93条、第184条第1項第6号及び同法施行令第5条第2項	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の90日前までに都道府県の教育委員会(指定都市は当該指定都市の教育委員会)に届け出なければならないことになっています	d	-	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条に基づき、都道府県が条例を定めることで、埋蔵文化財に係る事務を市町村教育委員会が処理することができるようにすることは可能です。 ただし、埋蔵文化財保護行政においては、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為の届出に対する判断・指示や事業者との調整等を的確に行う専門職員の適切な配置が必要ですが、現在、埋蔵文化財の専門職員を配置していないなど体制が整っておらず、発掘調査における指示等について、客観的に判断できる状況がない市町村が多いため、すべての市町村においてその事務を行うことは困難と考えます。		zA120006	文部科学省	文化財保護法による発掘調査事務権限の市町村への拡大について	5035	5035A002	1	千葉県野田市	2	文化財保護法による発掘調査事務権限の市町村への拡大について	土木工事等の目的で周知の遺跡内において発掘を行う場合、文化財保護法第93条第1項により、事業者は工事を着手する60日前までに市町村教育委員会を経由し、都道府県教育委員会に届け出をしなければならず、また、県教育委員会はこの届け出に対し、同法第93条第2項により「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のため発掘調査の実施、等の指示を行うこと」となっているが、現行規定による運用では、発掘調査の遅延による工事着手の遅延等、良好な経済活動を阻害する要因となっていることから、同法施行令第5条第2項により権限が認められている「指定都市」の適用範囲を拡大し、独自の対応が可能な市町村についても届け出の受理及び指示の権限を持たせるよう規制改革することを要望する。	市町村教育委員会の権限により、文化財保護法第93条による土木工事等の目的で周知の遺跡内において発掘を行う場合の届け出の受理、及び「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のため発掘調査の実施、等の指示を行うことにより、当該発掘調査の事務の迅速化を図り、もって事業者の工期等への負担の軽減、地権者の利益の保護等、良好な経済活動の促進を図る。	当該発掘調査については、事業者による法の認識不足等により工事着手の60日前までという届け出期限が守られず、その結果、都道府県からの指示が工事着手直前になされ、工事着手に間に合わないケースが発生している。また、事業者が工事に着手する60日前までに届け出を出したとしても、遺跡の内容によっては十分な調査期間を確保することが困難な場合もある。このような場合、事業者の協力により成り立つという埋蔵文化財行政の性質から、事業者の工期等への負担軽減に配慮することが求められるとともに、工事着手の遅延等により発生する経費の増大や、場合によっては事業者の撤退につながる、事業者が土地を提供した地権者の不利益になるなど、良好な経済活動を阻害する要因になりかねない。このような問題を解決するためには、法の周知徹底はもとより、届け出に関する事務の迅速化が必要と考えられるが、文化財保護法施行令第5条第2項により権限が認められている「指定都市」の適用範囲を拡大し、独自の対応が可能な市町村においては、届け出の受理及び指示の権限を持たせることが有効と考えられることから要望するもの。	
学校教育法施行令第23条第1項第1号	私立学校の収容定員の総数の増加に係る学則変更は認可事項とし、収容定員の総数の増加を伴わない学則変更は届出事項としています。	c	-	各大学の学生受け入れが収容定員に沿って行われることは、適正な定員管理の観点から必要なものと考えています。なお、収容定員を減少させることについては届出、増加させることについては認可を受けることにより、毎年度の柔軟な増減が可能となっています。		zA120007	文部科学省	学校における収容定員規制の撤廃	5043	5043A001	1	学校設置会社連盟設立準備会	1	学校における収容定員規制の撤廃	現在、学校の定員は全て第三者による認可が必要とされている。しかしそもそも収容定員は生徒や学生の希望に基づいて各当事者が自主的に判断で決定すべきものである。 したがって、学校経営者がこれを自由に決定することができるよう当該規制条項を撤廃すべきである。	学校運営の戦略的計画策定及び新規参入の促進	文部科学省は教育の質の保証・学生保護の観点から収容定員制度は必要であると判断している。 しかし収容定員制度は質の保証の観点から適当でないばかりでなく、経営状態の芳しくない学校にまで一定数の学生を割り振るという点で学生保護にも適当ではない。 よって適正な経営手法を導入するためにも、収容定員規制は撤廃すべきである。	添付資料: 「小・中・高・大学・大学院における収容定員規制の撤廃」
大学設置基準第45条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について(平成15年文部科学省告示第44号)	文部科学大臣は、大学の設置認可後、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができることとしています。	d	-	御指摘の、新しい専任教員の配置に関する審査は、大学等の設置認可制度に係る「年次計画履行状況調査」の一環として行われるものです。 この調査は、設置認可申請時の審査対象となった設置構想が適切に実現されているかを確認するために実施されるものであるため、一般には4年制大学では開設後4年目まで行われることとなりますが、当該大学において設置認可された教育課程を実施するために必要な教員組織、施設設備等が全て整備され、当該教育課程が有効に実施されているれば、その実施期間を1年とすることも現行制度上可能であり、但し最終的な取り扱い個別具体的な状況によって判断されることとなり、このことは既に過去の提案においても明確にお示してきたところです。		zA120008	文部科学省	大学事業における「学年進行期間の完成」定義の明示	5043	5043A002	1	学校設置会社連盟設立準備会	2	大学事業における「学年進行期間の完成」定義の明示	大学等設置に係る年次計画履行状況報告を行う期間の定義が不明確であり、大学事業の運営計画立案に支障を来たしているため定義を明示すべきである。 具体的には、「学年進行期間の完成」の定義を「全学年に学生が在籍すること」と明文化されたい。	学校運営の円滑化	文部科学省通知では履行状況報告は「学年進行期間の完成」まで、と記されているが、文部科学省はこれを「1年でも完成可能であると解釈している。一般的に考えられているものとは異なる定義でこれを用いているのであれば、その定義を明文化すべきである。	添付資料: 「大学事業における「学年進行期間の完成(完成年度)」定義の明示」

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
		b		少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は全体的に大変厳しい状況にあります。学生数の減少等から経営状況が悪化している学校法人が増えつつあるのも事実です。そのような状況において、とりわけ学生の就学機会確保の問題は最優先に考えなければならない重要な課題です。このようにことから、文部科学省では、私立の経営困難問題への対応として平成17年5月16日「経営困難な学校法人への対応方針」について、も取りまとめ、経営困難に陥らないための事前の指導、経営の改善と併せて経営破綻した場合における学生の転学支援策等について考え方を整理し、公表したところです。また、今も現在文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団において実施を行っています。ご提案いただきました「教育再生機構」につきましては、私立学校の経営困難問題に対する興味深いアイデアとは思います。しかしながら、モリス法として考えられる「教育再生機構」は、その再生手法(注)などについて直ちに学校法人に当てはめられることが難しい部分も含まれていると考えられます。文部科学省としては、学校法人の経営困難対策については、資金面の問題のみならず、学生の問題、教職員の問題等を念頭にした観点から検討を行うことが必要であると考えられており、ご提案いただきました「教育再生機構」の持つ学校法人の再生機能につきましても、今後とも検討を行ってまいりたいと考えております。 注)再生手法：債権の返済のある企業の負債を非主力銀行から機構自身が買い取り、主力銀行と協力して再建を支援。買い取った債権は再生した後民間の投資家等に売却。損失が出た場合は最終的には国民負担。買い取り資金は10億円。		zA120009	文部科学省	教育再生機構の設立	5043	5043A004	1	学校設置会社連盟設立準備会	4	教育再生機構の設立	教育機関のセーフティネット整備	破たんへの危機に瀕した学校や学校法人が取り得る選択肢として、破産宣告、民事再生、他法人との吸収合併が考えられるが、現在の支援制度ではこれらを十分に支援することができない。少しでも早期に介入することを可能にするために教育機関の利用しやすい支援制度を設ける必要がある。そのために、産業界における産業再生機構に類似した教育再生機構を設立されたい。	教育機関のセーフティネット整備	破たんへの危機に瀕した学校や学校法人が取り得る選択肢として、破産宣告、民事再生、他法人との吸収合併が考えられるが、現在の支援制度ではこれらを十分に支援することができない。少しでも早期に介入することを可能にするために教育機関の利用しやすい支援制度を設ける必要がある。そのために、産業界における産業再生機構に類似した教育再生機構を設立されたい。	添付資料： 「教育機関のセーフティネットの整備について」 1.はじめに 2.学校財政の透明性確保 3.経営悪化時の支援制度
構造改革特別区域法12条、学校教育法4条1項		d		破たんの危機に瀕した学校法人立の学校について、企業が新たに当該学校の設置主体(「学校設置会社」となる)とする場合は、学校を設置したいと考える地方公共団体に於いて構造改革特区(816特区)の認定を受けたうえで、所轄庁の認可により、当該学校の設置者について、当該学校法人から学校設置会社に変更することができます。このようにご提案の趣旨は、現行制度でも対応可能なものとなっています。		zA120010	文部科学省	企業による「学校M&A」の認可	5043	5043A005	1	学校設置会社連盟設立準備会	5	企業による「学校M&A」の認可	教育機関のセーフティネット整備	破たんの危機に瀕した教育機関に対して民間資金の注入を可能にするために、企業による「学校M&A」を認可すべきである。具体的には、私立学校法人、企業が学校法人を合併できるようにすること、企業が学校法人を合併した場合の存続団体は学校設置会社となること、企業と学校法人の合併に際しては学校設置会社の設立と同等の認可審査が必要となること、の3点を加えられたい。	教育機関のセーフティネット整備	破たんの危機に瀕した教育機関に対して民間資金の注入を可能にするために、企業による「学校M&A」を認可すべきである。具体的には、私立学校法人、企業が学校法人を合併できるようにすること、企業が学校法人を合併した場合の存続団体は学校設置会社となること、企業と学校法人の合併に際しては学校設置会社の設立と同等の認可審査が必要となること、の3点を加えられたい。	添付資料： 上に同じ
大学設置・学校法人審議会令第2条	大学設置・学校法人審議会委員は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命することとなっています。 大学又は高等専門学校の職員 私立大学若しくは私立高等専門学校の職員又はこれらを設置する学校法人の理事 学識経験のある者	d		大学が行う教育研究活動は、専門的かつ高度なものであり、申請内容が大学にふさわしい水準にあるかどうかを判断する中心的な役割は、大学関係者が担うことが必要となります。このことは、大学の特質に照らして必要かつ適切な措置と考えており、大学関係者が利害関係者であるという認識には立っておりません。 なお、現行の仕組みにおいても、社会のニーズを迅速かつ的確に反映した審査を実施する観点から、大学関係者以外の委員についても一定程度任命するとともに、個々の審査案件の内容に応じて大学関係者以外の人材を専門委員あるいは参考人として委嘱しています。いずれにせよ、大学の設置審査の公正性・中立性を確保することはもとより重要であり、当省としては大学設置・学校法人審議会の委員の選任を含め、引き続き適切に対応してまいります。		zA120011	文部科学省	大学設置・学校法人審議会における委員構成の公平性・中立性確保	5044	5044A001	1	株式会社東京リーガルマインド	1	大学設置・学校法人審議会における委員構成の公平性・中立性確保	株式会社による大学設置	現在、大学設置・学校法人審議会の委員は、既存大学の学長や教授が殆どを占めている。既存大学と新設大学は競合関係にあるので、利害関係にある者が審議会に含まれる現在の委員構成は公正中立とは言えない。よって、委員構成を公平性・中立性が確保されるよう私立学校審議会に類似のものに変更すべきである。	株式会社による大学設置	新設大学の認可を審議する審議会であるにも関わらず、その構成委員の大半を競合関係にある者が占めている現状では、公正な判断が下されることは期待できない。 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(改定)」においても「審査対象者と直接の利害関係がある者を含むことは、私立学校審議会の公正な運営の観点から好ましくない」とされている。大学設置・学校法人審議会についても同様のことが言えるので、委員構成について公平性・中立性を保てるよう変更すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
教育公務員特例法第二十三条、第二十五条	初任者研修制度は、初任者に対して、採用の日から1年間にわたり、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、任命権者に対して、組織的、計画的な研修を行うよう義務付けている。	d	c	教育公務員特例法においては、初任者と同じ学校に所属する教員が指導教員となることが規定されていますが、校内研修を指導教員のみが実施しなければならぬというものではありませんので、ご提案の趣旨は現行でも対応可能です。 初任者研修の実施期間については、条件付採用期間と一体をなすものとして1年と定められておりますので、期間を延ばすことは困難です。		zA120012	文部科学省	教職員初任者研修にかかる規制緩和	5044	5044A003	1	株式会社東京リーガルマインド	3	教職員初任者研修にかかる規制緩和	教育公務員特例法の改正により、公立学校教職員初任者研修の主体及び実施期間に柔軟性を持たせる。具体的には、当該初任者と同じ学校に所属する教員以外の者が校内研修の指導者となることを認める。初任者研修の対象者を採用の日から3年以内の者とする。	現行の初任者研修の問題点を解消し、実効性を高めることで、今後の教育を担う教員の質を向上させ、教育環境の充実をはかる。	現代の教職員初任者研修は主として都道府県ごとに一律に、採用後1年間に集中して行われるため、初任者各人や地域・学校ごとの課題に対応しにくく、児童生徒と接する時間が削られる等の問題を生じている。また校内研修の指導者が当該初任者と同じ学校に所属する現任教員に限られ、指導側にも負担となるとともに校外との連携を困難にしている。こうした問題を解消し、研修の対象者を採用の日から3年以内の者とする。	添付資料: 「教職員初任者研修に関する規制緩和について」 1 わが国の教職員研修制度と規制緩和 2 具体的提案内容 3 教職員研修の目的 4 現行研修制度の問題点 5 初任者研修の選択肢拡大の必要性 6 補論 制度の趣旨について
	中学校の教育課程については、学校教育法施行規則及び中学校学習指導要領による。	c		教育基本法は、義務教育は「9年の普通教育」を行うこととしており、主として専門教育を行う中学校を創設するということとは適切ではないと考えます。 ただし、中学校学習指導要領では、選択教科が設けられており、生徒の実態やニーズに合わせて、課題学習など多様な学習を行うことができます。また、中学校においては、その他に特に必要な教科、を設けることが可能であり、その場合、各学校において、名称、目標、内容など定めることとなります。さらに、学校教育法施行規則では、各教科及び年間の総授業時数を定めていますが、各学校においてこれらの時数を上回って教育課程を編成することは可能です。これらを活用することによって、ご提案のような内容を取り入れた教育を行うことは、現行制度においても十分実施可能であると考えられます。		zA120013	文部科学省	専門中学校制度	5051	5051A001	1	NPO法人ニュー・パートナーシップ研究所	1	専門中学校制度	学習指導要領に基づく、総合的な教科配分の規定の緩和を行い、専門的な職業学習コースを中心とする「専門中学校制度」を創設する。	中学校に職業専門課程を置くことにより、専門分野における基礎的な職業能力を習得し、各職業分野で将来の中核となる人材を養成することを目的とする。専門中学では、指導要綱の授業時間配分にとらわれず、専門課程で必要な技術や知識習得の観点に立った教科と授業時間の設定を行う。これらの専門技術や知識の習得を目的とした必修教科の授業設定をすることにより、必要な一般知識の習得を可能とするよう配慮することとする。現在の中学校は義務教育課程として、中学校学習指導要領で必修教科と授業時間が定められ、これに基づいて総合的学習を柱とする中学校の制度が行われている。私立中学の中には、この指導要領の基礎の上に専門教科の授業時間を設定して専門能力の向上を目的とするものがあるが、その殆どは音楽学校に併設された中学校にとどまっていた。幅広い職業分野が選択できる専門コースは見られない。そこで、例えば伝統的な工芸技術や芸術、機械技術、電気技術、その他の中学卒業年齢から従事することがその分野における熟練技術者養成につながる分野で、これまでのカリキュラムにとられない自由な教科設定ができる専門コースの中学校を設置する。	現在全国で小学校や中学校の不登校児童が年々増加しつつあり、10万人以上が登校状態を失い、毎日多岐にわたる課題に直面する状態にある。また、不登校児童はフリーターなど定職につかない若者の供給源のひとつであり、今後のわが国を支えていく次世代の健全な育成を図るためにはこの問題に早急に対応する必要がある。不登校にいたる原因は各人様々で明確なものが見られず、その多くはケースで見られる現象は学力、人間性、意欲の欠如など、積極的に生きる姿勢の欠如、人間として生きる目的の喪失である。これらは、家庭環境の問題がある場合も少なくない。一方で、教育投資の増大、大学進学率の上昇が見られるが、経済界では大学卒業生の高教育が不可欠で人材育成機関として十分な機能を果たしていないのが現状である。必要な人材とは学歴とは別の、個人の能力が産業において活用できるかどうかにかかっている。かつては中学生の段階で「普通科」の中から日本企業に求める職人的な人材が継承され、世界的技術につながり、現在のわが国の繁栄に寄与してきた。特に職人的な専門技術分野では、技術の継承が困難となり、今後日本の特色や優位性が低下することが懸念されている。そこでこのような人材を育成する新たな教育体系として、専門中学校創設を提案する。上で述べた不登校問題と、専門技術継承の二つの課題に対応できる教育機関として、専門中学校の仕組みが効果を発揮すると考えられる。	
文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号) 別記第二号 製造請負契約基準 (権利義務の譲渡等) 第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	平成14年5月より中小企業者が先掛債権担保融資保証制度を利用して信用保証協会及び金融機関に対して先掛債権を譲渡する場合に限定して債権譲渡禁止特約の解除を実施している。	b		物品及び役務の調達契約について、各官庁共通のルールにより債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大及び譲渡対象者の拡大を行うこととします。		zA120014	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各官庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各官庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における先掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当であると考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となります。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としていますが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当であると考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当であると考えます。		ZA120015	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外(新規)	5053	5053A148	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外(新規)	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。 「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。
原子力災害対策特別措置法第7条第2項	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならぬこととされています。	d		原子力災害対策特別措置法における「関係隣接都道府県」については、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を行う際に、立地市町村だけでなく、必要最小限隣接する市町村に対しても当該災害に係る適切な情報伝達が行われる必要があること等から、立地市町村に隣接する市町村を含む都道府県を通報対象とする隣接都道府県として取り扱っているものです。これは、「隣接する」といった原子力事業所が立地する市町村との位置関係によって必要となるものであって、いわゆる「EPZ」とは観点も異なるものです。 市町村合併に伴って新たに隣接することとなった市町村を有することになる都道府県についても、このような必要において変わるところがなく、仮にEPZの範囲外であったとしても、これを関係隣接都道府県として扱うことが必要です。 一方、EPZの範囲にかかる市町村については、これに該当する全ての市町村が関係周辺市町村として位置づけられており、所在都道府県あるいは関係隣接都道府県より必要な通報等が行われることとなっています。		ZA120016	経済産業省 文部科学省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義	5053	5053A206	1	(社)日本経済団体連合会	206	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義	原子力災害対策特別措置法第7条第2項の「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く。以下に「関係隣接都道府県知事」という。）」について、「隣接」という基準ではなく、原子力事業所からの距離を基準とした概念に改め、その細目は政令で定めるよう変更すべきである。例えば、「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く。以下に「関係周辺都道府県知事」という。）」という規制に変更すべきである。	現法では、都道府県境を有していない所在市町村が、隣接を有している周辺の市町村と合併することに伴い、新たに関係隣接都道府県となる都道府県が発生する可能性があるが、この場合、その都道府県が新たに防災業務計画の協議対象となる。現在、その都道府県については必要とされていない協議が、市町村合併に伴って発生し、必要とされることとなる。原子力災害対策特別措置法の本来の趣旨に照らして、非強制的である。従って、そのような都道府県が新たに不要な防災対策を講じているという、防災対策に定めるEPZの概念を考慮した関係周辺都道府県の要件を政令により定めるべきである。また、関係隣接都道府県の要件を政令により定めるべきである。このことである。現在、必要とされていないことが新たに必要とされる理由が明らかでない。また、EPZの範囲にかかる市町村がありながらその市町村と所在市町村が隣接していない場合は、法律の定義上は「関係隣接都道府県」とならないケースもありえる。法律の趣旨に鑑み、距離を基準とした定義が合理的である。	原子力災害対策特別措置法との関係は、原子力事業所からの距離に関係なく、原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を含むかどうかによって定められる。このため、原子力事業所から距離を講じているという、防災対策に定めるEPZの概念を考慮した関係隣接都道府県となる可能性がある。逆に、防災対策に原子力事業所の規制改革要請に対する回答では、10年適用を行う際に、設置の防災対策についてのEPZ(原子力発電所から半径100m)内の地域を含む都道府県であっても、市町村同士で隣接していなければ関係隣接都道府県にならない可能性がある。さらに、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設置等ならん変更がなくても、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。	
放射線同位元素による放射線障害の防止に関する法律第3条の3 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第5条 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第5条	放射線障害防止法の改正によって、平成17年6月1日より、規制体系が大幅に変更されました。この中でガスクロマトグラフ等の表示付認証機器の使用の届出の手続きは、定型化された簡易な書類を使用開始後30日以内に届け出るだけとなりました。従って、一定レベル以下の放射性同位元素を使用する地方の事業所における負担の軽減は十分に図られたものと考えています。	c		放射線障害防止法の改正によって、平成17年6月1日より、放射性同位元素等の使用の届出のうち、ガスクロマトグラフ等を含む表示付認証機器の使用の届出の手続きは、定型化された簡易な書類を使用開始後30日以内に届け出るだけとなりました。従って、一定レベル以下の放射性同位元素を使用する地方の事業所における負担の軽減は十分に図られたものと考えています。		ZA120017	文部科学省	放射線障害防止法関係の届出合理化(新規)	5053	5053A207	1	(社)日本経済団体連合会	207	放射線障害防止法関係の届出合理化(新規)	放射線障害防止法に基づく設置届けについては、工場や事業所毎に文部科学大臣に届け出ることとなっているが、取扱容量で区分して、一定の場合(例えば管理区域が機器内部にあるガスクロマトグラフなど)については、届出先を工場・事業所が所在する都道府県知事とすることを検討すべきである。		密封された放射性同位元素を使用する場合、事業所における線源の総量が3.7キバケレル以下であれば文部科学大臣に届け出ることとなっているが、添付書類が多様多岐に亘るため、窓口での対応が必要になることが多い。当該届出は、工場又は事業所ごとに行うことが義務付けられているため、地方の事業所の届出の負担が大きい。	放射線障害防止法第3条により、放射線同位元素又は放射線発生装置を使用する者は、文部科学大臣の許可を受けなければならないとされている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条、同法別表第1、第2	特定許可使用者(放射線発生装置の使用者を含む)、密封されていない放射性同位元素の使用を許す許可使用者又は許可廃棄業者において放射線取扱主任者として選任できる者は、第1種放射線取扱主任者免許を持っている者とされています。 また、放射線発生装置の取扱いに関しては、第1種放射線取扱主任者の試験科目及び講習科目には規定されていますが、第2種放射線取扱主任者の試験科目及び講習科目には規定されていません。	c		第2種放射線取扱主任者の試験及び講習の内容として、放射線発生装置の取扱いに関する科目がなく、既存の第2種放射線取扱主任者が放射線発生装置に関する知識を有しているかどうか確認することができないため、小型加速器の使用について第2種放射線取扱主任者が取り扱うことができるようになるのは困難です。		zA120018	文部科学省	放射線取扱主任者の選任規定の緩和[新規]	5053	5053A208	1	(社)日本経済団体連合会	208	放射線取扱主任者の選任規定の緩和[新規]	第二種免許の記載に10メガベクレル以下の電子加速器を加え、第二種放射線取扱主任者が扱うことが出来ることとすべきである。		電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など様々な利用が進んでいる。(電子線については材料の改質、食品照射、医療器具の滅菌、X線ラジオグラフィ、非破壊検査、がん治療などの医療分野、排煙中の窒素酸化物や硫酸酸化物の除去などでの利用が広がっている。また、放射光については、物性の研究、たんばく質の構造解析、微量元素分析などで用いられる。)わが国の放射線利用の経済規模は約8.8兆円であり、今後も様々な応用が期待されている。中でも利用目的に最適化した小型加速器については、近年その利用が拡大しつつあり、第二種放射線取扱主任者がこれを取り扱うことが出来るようにすることによって利用に弾みがつくことが期待されている。なお、近年の技術発展により、小型加速器については、第二種でも問題なく利活用できるようになっている。	放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条)
学校保健法施行規則第1条第1項第4、5号	学校保健法では、学校における健康診断は、毎学年定期に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行わなければならないとされており、乳児はその対象となっていない。検査の方法及び技術的基準については、学校保健法施行規則において、視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査することとなっている。また、聴力については、オートメーターを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにすることとなっている。	d		(財)日本学校保健会において発行している「児童生徒の健康診断マニュアル」によると、幼稚園児の視力検査について、「幼稚園児の視力検査を行う場合には、単一視力表を用い、ランドルト環の切れ目が上下左右にあるもののみとする。」としている。また、聴力検査については、検査に不慣れのために応答が不明確になりやすく、難聴児を見逃すおそれもあるので、保健調査等を参考として検査を慎重に進めることとしており、検査が支障なく行えるよう、配慮しているところである。		zA120019	文部科学省	幼児の定期健康診断における検査方法の見直し[新規]	5053	5053A228	1	(社)日本経済団体連合会	228	幼児の定期健康診断における検査方法の見直し[新規]	視力、聴力について、乳幼児の実態を踏まえた簡便な検査方法を認めるとともに、通達等によりその旨を明示すべきである。		聴力、視力の検査方法については、0歳～5歳の乳幼児本人の判断を通して検査結果を求めることが困難である。具体的には、(1)現行の視力検査器では、器具に表示してある文字や数字などを識別できないケースが多い。(2)聴力検査について、必要な器具を使用した場合でも、音の高低や、音の長さなどに関する判断を乳幼児が行うことは難しく、検査が行いにくい。乳幼児の発達を踏まえた新しい検査方法や技術的基準等を確立するとともに、書面にてその内容の周知徹底を図るべきである。	学校保健法において、幼児についても定期的に健康診断を行わねばならないとされている。検査項目のうち、視力と聴力の定期検査方法・技術的基準は以下の通りとなっている。 視力:国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。 聴力:オートメーターを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
学校教育法第68条の2第3項	学校教育法第68条の2第3項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学士の学位の授与は、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は学位規則第6条第1項各号に定めるいずれかに該当する者であることが要件とされています。	c		大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(平成12年11月22日)において、単位累積加算の導入に当たっては、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から組織体制の在り方について、更に検討する必要がある旨提言されています。 なお、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)においても、生涯学習社会の実現、多様な高等教育機関の発展等の観点からの課題である旨が提言されており、今後、審議会において検討を重ねるべき案件であると考えています。		zA120020	文部科学省	単位累積加算制度の導入[新規]	5053	5053A229	1	(社)日本経済団体連合会	229	単位累積加算制度の導入[新規]	生涯学習の意識の高まりに対応する観点から、例えば大学評価・学位授与機構の学位授与と制度の活用などを通じて高等教育の質の保証に留意しつつ、高校卒業者が科目等履修生として大学の一定の単位を修得した場合、学位を取得できるようにすべきである。		「知識基盤社会」の実現には優れた人材の養成が不可欠であり、実社会で働く人が高等教育で学びなおす魅力が高めることが必要である。このため、高校卒業者が科目等履修生として学位を取得し得る道を拓くことが重要である。	大学卒業以外の者に対する学士の学位の授与については、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は学位規則第6条の1いずれかに該当することが要件とされる。 学位規則第6条 一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第82条の10の規定により大学に編入するに当たっては、その14年の課程を修了した者 三 その他第1号に掲げる者と同等以上の学力があるとして文部科学大臣が別に定める者 このため、高等教育未履修者(高校を卒業後大学などに進学しなかった者)は、科目等履修生の立場で単位を積み上げて、学位を取得することができない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	学校教育では、未成年の段階から喫煙をしないという態度を育てることを目的として、保健体育や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて喫煙防止に関する指導を行っている。	d		学校における喫煙防止教育の推進のため、喫煙防止教育に関する教師用指導参考資料や、たばこの害などを分かりやすく解説した児童生徒用パンフレットの作成・配布等を進めています。		zA120021	厚生労働省 財務省 警察庁 文部科学省	包括的なたばこ規制法を制定する措置【新規】	5072	5072A006	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	6	包括的なたばこ規制法を制定する措置【新規】	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、たばこの健康対策をメインにした包括的なたばこ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきである。この内容としては、受動喫煙防止、家庭における受動喫煙防止、未成年者喫煙禁止対策、喫煙防止教育、禁煙治療と喫煙者の禁煙推進サポート、たばこ製品への健康警告表示、たばこ広告とスポンサーシップ規制・禁止、たばこ消費税の対策費への充当、たばこ消費税率の引き上げ、転業支援、免税たばこの販売禁止、対策推進機構・態勢の設置、調査・モニタリングと広報センターの設置などを含む包括的な法律とすべきである。	たばこ規制枠組条約の発効を受け、現在政府に、たばこ対策関係省庁連絡会議が12省庁で設けられている。たばこ対策は多岐に亘るが、これらを網羅した包括的なたばこ規制法の制定により、国内的且つ国際的なたばこ対策の推進が期待される。	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、たばこの健康対策をメインにした包括的なたばこ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきことが期待されている。たばこに関係した法律としては、たばこ事業法、及び健康増進法第25条があるが、特に健康増進法については、受動喫煙防止が1条あるだけで、余りに不十分である。上記の法の改廃を含め、たばこ規制枠組条約を受けた法体系の構築整備が喫緊に不可欠であり、条約第2条で「締約国は、この条約を超える措置をとることが奨励される」ことから、包括的なたばこ規制法を制定すべきである。	一体的に実施希望事項番号1,2,3,4,5,7
財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	リース契約については、会計法第29条の12及び予算決算及び会計令第102条の2に規定する長期継続契約の対象とはされていないことから長期継続契約は行っていない。	d		リース契約については、会計法第29条の12及び予算決算及び会計令第102条の2に規定する長期継続契約を行うことはできませんが、コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約によることを検討することとします。		zA120022	全庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条件を削除すること。	現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治体改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。		
文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号) 別記第二号 製造請負契約基準	平成14年5月より中小企業者が売掛債権担保融資保証制度を利用して信用保証協会及び金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合に限定して債権譲渡禁止特約の解除を実施している。	b		物品及び役務の調達契約について、各省庁共通のルールにより債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大及び譲渡対象者の拡大を行うこととします。		zA120023	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁の対応が異なり、統一的かつ早急な対応を求める。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	放射線発生装置の賃貸については、放射性同位元素の賃貸の業の届出や放射線発生装置の使用の許可の必要はありません。	e		放射線発生装置の賃貸については、放射性同位元素の賃貸の業の届出や放射線発生装置の使用の許可の必要はありません。ただし、電源を投入する等放射線発生装置を自ら使用する場合は、その使用によって生じた放射化物(放射性同位元素として放射線障害防止法の規制対象となるものに限る。)を直接所持する場合は、放射線障害防止法第3条第1項に規定する使用の許可が必要となります。		zA120024	文部科学省	放射線障害防止法について	5088	5088A039	1	社団法人リース事業協会	39	放射線障害防止法について	放射線発生装置をリースする場合、リース会社に使用の許可が求められているが、当該規制を撤廃等すること。	高額の医療機器(放射線発生装置)等についてリースによる円滑な導入が可能となる。	平成15年10月10日「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答において、一定レベル以上の放射線発生装置を賃貸する場合は、リース会社は使用の許可を取得することが求められている。ファイナンス・リース取引の場合、リース会社が直接、放射化物を所持することはないので、当該規制の撤廃又は改正を行うこと。	
	文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制は存在しない。	d		文部科学省の会計に係る規則上、クレジットカード決済による支払に対する規制はなく、国際会議への出席等に伴う海外でのコピー代金、電話料等の支払に際して、クレジットカード決済を導入する方向で現在検討を行っているところである。なお、国内において職員が物品購入等のため立替を必要とする場合はほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。		zA120025	文部科学省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A002	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各都府県で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード決済を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回提案に対し御省より「ご要望に関しては、運用上の問題もありません。」との回答をいただいた。クレジットカード支払を導入する制度・運用上の問題がないとのことなので、また多くの都府県では既に導入済みであるので、御省においても導入をお願いしたい。	
著作権法第2条第1項第7号の2、同項第9号の2、同項第9号の4	著作権法第2条において、「放送」、「有線放送」、「自動公衆送信」についてそれぞれ定義が規定されております。	e		今回いただきましたご要望は、ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送が著作権法上「有線放送」に該当するか否かについて明確にすべきというところでありますが、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われず、本要望事項につきましては、「知的財産推進計画2005」において、「映画や放送番組などのコンテンツのブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送における活用に向けて、2005年度も引き続き関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置づけについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、そのようなコンテンツの活用を促進する。」とされているところであり、今後も関係府省と協力して、引き続き検討を進めてまいります。		zA120026	文部科学省 総務省	ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけの明確化	5107	5107A002	1	KDDI株式会社	2	ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけの明確化	ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけについて期限を付して検討するとともに、とりわけ、同放送における地上波および衛星放送の同時再送信が著作権法第2条第1項第9号の2の有線放送に該当することを明確にすべきである。	ブロードバンドサービスを利用した放送によって、地上波および衛星放送の同時再送信を行いたい。しかしながら、電気通信役務利用放送については、著作権法上、有線放送に該当するの自動公衆送信(著作権法第2条第1項第9号の4)に該当するのかが明確化されていないため、同時再送信を行うことができない。	電気通信役務(FTTH)を利用した放送によって、地上波および衛星放送の同時再送信を行っている衛星放送の同時再送信を行うことについて、著作権法第2条第1項第9号の2の有線放送に該当するものと考えられる。電気通信役務利用放送のうち、地上波および衛星放送の同時再送信を行っている衛星放送の同時再送信を行うことについて、著作権法第2条第1項第9号の2の有線放送に該当するのかが自動公衆送信(著作権法第2条第1項第9号の4)に該当するのかが明確化されていないため、同時再送信を行うことができない。	本件については、「知的財産推進計画2004」において、「こうしたコンテンツがブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送において有効に活用されるよう、2004年度も引き続き権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置づけについて、市場や国際的な動向を踏まえつつ2004年度に検討する。」とされているところである。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条第1項 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第1条の2第2項 平成12年文部省告示第58号(文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件)	現在、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第1条の2第2項に規定により、各都道府県教育委員会から域内設置者の事業の認定申請を審査し、都道府県教育委員会を經由し、文部科学省において認定申請書を受理しているところである。	b	-	平成16年11月の政府・与党合意において、「公立文教施設費の取り扱いについては、…平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。」とされており、ご提案いただいた事項も含め、今後検討を行う予定です。		zA120027	文部科学省	公立学校施設整備費補助金等の交付申請等の事務の簡略化。	5117	5117A002	1	愛媛県松山市	2	公立学校施設整備費補助金等の交付申請等の事務の簡略化。	義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第1条の2第2項に規定する県による認定申請の審査の適用を除外し、また平成12年4月3日付文部省告示第58号(文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件)において定められている都道府県教育委員会が行うこととなっている補助金等から公立学校施設整備費補助金及び公立学校施設整備費負担金を除外し、中核市規模以上の市が直接文部科学省に対して負担金、補助金の申請手続きができるようになる。	小中学校校舎の耐震改修工事及び大規模改修工事の効率的な実施	学校施設は現在老朽化が進行しつつあり、耐震性が十分でない校舎も多くあり、学校施設としての安全性確保に加えて災害時には地域の避難施設としての機能も果たさなければならないことから、これらの耐震補強を効率的・重点的な整備を計画的に行うことが求められている。しかし、県を經由して行われている現在の補助申請事務は期間を要するため、手続きの迅速化を図り、効率的・主体的な学校施設整備を進めていくために、多くの学校施設を抱えている中核市規模以上の市については直接文部科学省に対して補助申請手続きができるよう制度変更をしていただきたい。	添付資料2-1 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 添付資料2-2 文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件(文部省告示第58号) 添付資料2-3 概要説明
「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)	公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。)及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定。)により取り扱っているところである。	c	-	住民サービスの向上を図るため、当該施設本来の業務に支障のない範囲で一部に役所の支所機能を持たせた設備を設置するということは、施設の多機能化及び施設の有効活用を図ることから、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10.3.31)において認めているところである。 また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30.8.27)」第22条では、補助金等の公布の目的に反して使用する場合、補助金等の交付の本来の目的を達成し得なくなるため、各官庁の長の承認を得ることとなっているため、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10.3.31)に基づき、所要の手続きを行っていただきたいと考えます。		zA120028	文部科学省	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認手続きの緩和	5117	5117A003	1	愛媛県松山市	3	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認手続きの緩和	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取り扱いのうち、施設の一部について転用の処分する場合及び目的外使用については、文部科学大臣への報告書の提出を廃止し、各市町村教育委員会の判断において財産処分を認めるものとする。	住民サービスの向上を図るため、一部に役所の支所機能を持たせた設備を設置する。また、空いた管理入室等を有効利用することにより、生涯学習推進に寄与できる。	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等については、要件を充たすものについては、文部科学大臣への報告が義務付けられているが、施設の一部転用処分及び目的外使用をする場合は、その手続き承認権限を市町村教育委員会に委譲することにより、手続きの簡素化を図り、施設の多機能化及び有効活用が促進される。	添付資料3-1 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(生涯学習局長裁定) 添付資料3-2 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領 添付資料3-3 概要説明
「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)	公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。)及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定。)により取り扱っているところである。	d	-	当該地域の活性化、地域の課題解決を行うため、教育委員会等と社会教育団体等が連携してその活動を進めたい(場合等)には、当該施設本来の業務に支障のない範囲で、地域を活動拠点とする社会教育関係団体等の事務室等として、期限を限って目的外使用することは現行制度において既に認められています。		zA120029	文部科学省	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の該当要件追加	5117	5117A004	1	愛媛県松山市	4	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の該当要件追加	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等の取り扱いについて、「目的外使用」の場合、現在の該当要件のほかに、「社会教育施設で、事務所等施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、地域を活動拠点とする社会教育関係団体等の事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。」を追加する。	地域を活動拠点としている総合型地域スポーツクラブの事務室を社会教育施設(公民館)に置くことにより、公民館活動及びスポーツクラブ活動の活性化、施設の多機能化・有効活用が図られる。	現在の規定では、教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の増築、増改築(条例設置)等に伴うものに限られている。既存施設において、社会教育を推進していく上で、密接なつながりのある地域を活動拠点とする社会教育関係団体等の事務室等を施設内に置くことにより、連携が図られるとともに、さらなる活動の推進が図れる。	添付資料3-1 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(生涯学習局長裁定) 添付資料3-2 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領 添付資料3-3 概要説明

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	大学では民間との共同研究を実施するための窓口を設置しており、産学官連携を推進している。	d		現行でも、防災実験を実施するために大学研究機関を解放することは可能であり、関連する法令の規制等もございません。		zA120030	経済産業省 文部科学省	防災実験実施のための大学研究機関の解放	5122	5122A002	1	社団法人 東北ニュービジネス協議会 日本ニュービジネス協議会連合会	2	防災実験実施のための大学研究機関の解放	防災実験実施のための大学研究機関の解放	工学部系・建築学部系の大学での民間事業者と連携した防災実験の実施	現状の防災実験などの実施には、防災科学技術研究所(筑波)をはじめとして首都圏・関東圏の各種の研究へ出向かねば実験できない。各地域の拠点箇所にある産業技術総合研究所、出来れば各地域の大学研究機関においても実験が可能としてほしい。	安全工学関連研究課題の調査としては多岐に亘り、火災・爆発の研究実施機関だけでも科学技術研究所(警察庁)、消防庁(総務省)、国土技術政策総合研究所(国土交通省)、消防研究所(総務省)、産業安全研究所(厚生労働省)があり、所在地は全て首都圏にある。地方の工学部系大学においても同等の実験設備を有している。
文部省体育局長通知「学校給食業務の民間委託について」(昭和60年1月21日)	学校給食業務の民間委託については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保等に配慮しつつ、学校給食の質の低下を招かないことのないよう、地域の実情に応じて適切に判断しているところです。	d		現行でも、学校給食における食材発注業務を民間委託することは可能です。 具体的には、学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保ができれば、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断で、学校給食において食材発注業務を民間業者へ委託することも、可能です。		zA120031	文部科学省	学校給食調理業務の民間委託による食材発注	5123	5123A006	1	日本ニュービジネス協議会連合会	6	学校給食調理業務の民間委託による食材発注	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、「食材は市町村が支給」と委託時に規定されている。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したい。	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、「食材は市町村が支給」と委託時に規定されている。これは全国3000以上の市町村すべてに共通した仕組みで規制に近い存在と言える。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したい。	学校給食調理業務の民間委託が進んでいるが、食材は市町村が支給し、給食事業者は調理関連の労務に限定されて委託されているに過ぎない。これは全国3000以上の市町村すべてに共通した仕組みで規制に近い存在と言える。民間の給食事業者は、食材調達においてトレーサビリティ(生産履歴の追跡)のシステムを備えるなど安心・安全を確保した食材の供給を行える立場にある。民間業者への食材発注権の付与により食材の安心・安全の確保に加え、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献したい。こうした事実上の規制撤廃を政府から指導して戴きたい。	
教育職員免許法第5条、附則18項	栄養教諭になるためには、栄養教諭免許状を取得する必要があり、新たに標準的な免許状である一種免許状を取得する場合は、通常、大学等において、管理栄養士養成課程で「栄養に係る教育に関する科目」(4単位)及び「教職に関する科目」(18単位)を修得する必要があります。なお、現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得しようとする場合は、これまでの食に関する指導に関わってきた実績や学校給食管理等の職務を行ってきたことを評価するとともに、学校栄養職員が栄養教諭に移行することを促進するため、学校栄養職員としての3年の実務経験と「栄養に係る教育に関する科目」(2単位)及び「教職に関する科目」(8単位)の修得で取得できるという特例の措置が講じられています。(平成16年7月1日施行)	c		現行でも民間栄養士が食育の授業に参加することは可能ですが、栄養教諭と同等に扱うことは出来ません。 食育の推進に当たっては、地域の優れた人材と協力し、学校と家庭、地域とが連携していくことが重要であり、学校の状況に応じ、民間栄養士の協力を得て、食に関する授業を行うことも考えられます。民間栄養士が特別非常勤講師のような形で授業に参加することも認められているところであり、民間栄養士に対する授業への機会付与は今後も行われているところです。 栄養教諭制度は、学校において教育の専門家としての資質と栄養に関する専門性を併せ持つ者が食に関する指導と学校給食の管理を担うべきであるという要請から創設されたものであり、学校教育法等の一部を改正する法律が平成16年5月に成立し、同制度の創設に係る規定は17年4月から施行されたところです。 これを受け、本年度から大学等で栄養教諭の要請が開始されておりますが、栄養教諭の免許の取得の機会には学校栄養職員に限られたものではなく、民間栄養士にも広く取得の機会が保障されています。 なお、今回の法律施行に当たり、学校栄養職員が栄養教諭免許を取得する際の移行措置として修得すべき単位数を減じる措置がとられています。これは、学校栄養職員が、学校現場における業務を通じて、児童生徒の管理や対応など求められる経験を積んでいることを踏まえた措置であり、学校栄養職員と学校現場での業務経験のない民間栄養士を同等に扱うことは適当でないと考えています。		zA120032	文部科学省	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	5123	5123A007	1	日本ニュービジネス協議会連合会	7	食育における栄養教諭業務での民間栄養士への機会付与	今般、食育基本法が成立し、食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。学校での食育の授業はH16年度に創設された栄養教諭が担当すると推察される。同時に教員免許を持たない学校栄養職員が栄養教諭免許を取得する道が開けた。一方、長年に亘って給食事業において栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばくくんできたことを鑑み、民間栄養士への食育の授業への機会付与と学校栄養職員が栄養教諭免許取得する際の同等の条件整備を民間栄養士に付与することを法律施行にあたって検討してほしい。	今般、食育基本法が成立し、食品関連業者も食育の推進に取り組むよう記載されている。学校での食育の授業はH16年度に創設された栄養教諭が担当すると推察される。同時に教員免許を持たない学校栄養職員が栄養教諭免許を取得する道が開けた。一方、長年に亘って給食事業において栄養士が給食のみならず食材について深い知見をばくくんできたことを鑑み、民間栄養士への食育の授業への機会付与と学校栄養職員が栄養教諭免許取得する際の同等の条件整備を民間栄養士に付与することを法律施行にあたって検討してほしい。	学校給食の効率化を目的に調理業務の民間給食事業者への委託が進んでいる。元来、給食事業者は長年に亘って、調理のみならず生産履歴の追跡(トレーサビリティ)のシステムを構築し、食材への知見も深いと考えている。こうした知見を食育へ貢献し、民間栄養士への食育の授業への機会付与と学校栄養職員が栄養教諭免許取得する際の同等の条件整備を民間栄養士に付与することを法律施行にあたって検討してほしい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
	著作権等管理事業者が使用料規程を定める際には、あらかじめ利用者又はその団体の意見を聴取した後、文化庁長官に届け出なければならないこととされています。	e		著作権等管理事業者が使用料規程を定める際には、あらかじめ利用者又はその団体の意見を聴取した後、文化庁長官に届け出なければならないこととされています。 カラオケにおける音楽著作権使用料については、(社)日本音楽著作権協会がカラオケの関係利用者団体と十分協議した後、文化庁長官に使用料規程を届け出ており、その手続は適法に行われたものと考えています。 なお、使用料徴収のあり方については、同協会と関係利用者団体が、必要に応じて協議を行い、技術の発展等を踏まえた効率的で合理的な方法を考えていくことが大事であると考えています。		zA120033	文部科学省	カラオケに於ける音楽著作権使用料徴収の見直し	5123	5123A009	1	日本ニュービジネス協議会連合会	9	カラオケに於ける音楽著作権使用料徴収の見直し	カラオケでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ルーム当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業者が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ルーム当たりの著作権使用料単価設定は、90年代の約3割に減少している。今やカラオケ人口は当時より3割減少している。コスト負担は実態にあった形でなされるべきもので、健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC(日本音楽著作権協会)1社から複数の団体が可能となるなどの見直しが行われているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。	カラオケでの音楽著作権使用料の支払いは歌った回数当たりではなく、ルーム当たりで支払っている。現在、著作権等管理事業者が適用されているが、徴収方法は当時の仲介業務法が施行されていた時に設定されたものである。ルーム当たりの著作権使用料単価設定は、90年代の約3割に減少している。今やカラオケ人口は当時より3割減少している。コスト負担は実態にあった形でなされるべきもので、健全な事業展開の観点から見直しをして戴きたい。なお、著作権の徴収団体はJASRAC(日本音楽著作権協会)1社から複数の団体が可能となるなど、文部科学省の主導のもと見直しが行われているが、徴収方法は従来規定が踏襲されたままになっている。			
文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和60年1月21日)	学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	c		これは、自治体に対応すべき問題と考えます。 学校給食調理業務の民間業者の選定における事務手続きの方法については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて、業務の効率化を図れるよう提出書類の様式の簡素化やEメール等の提出について検討すべきものと考えます。		zA120034	文部科学省	学校給食調理業務委託入札参加用申請書の様式統一の要望	5123	5123A012	1	日本ニュービジネス協議会連合会	12	学校給食調理業務委託入札参加用申請書の様式統一の要望	自治体の学校給食調理業務の委託入札に給食事業者が参加する場合、全国の自治体(現在は500箇所、将来3000箇所)に、各自治体が指定するまちまちな様式にて、且つ、年間の同じ時期(2月が多い)に集中して提出しなければならぬ。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札に給食事業者が参加する場合、全国の自治体(現在は500箇所、将来3000箇所)に、各自治体が指定するまちまちな様式にて、且つ、年間の同じ時期(2月が多い)に集中して提出しなければならぬ。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札に給食事業者が参加する場合、全国の自治体(現在は500箇所、将来3000箇所)に、各自治体が指定するまちまちな様式にて、且つ、年間の同じ時期(2月が多い)に集中して提出しなければならぬ。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、また、届け方も手渡しを要求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率化の指導をお願いしたい。		
(財)全日本軟式野球連盟の内部規定である「(財)全日本軟式野球連盟規定」において規定され、本規定に基づき運用されています。		e		当該要望事項は、「(財)全日本軟式野球連盟の内部規定に基づいたものであるが、法令に基づく規制ではないことから、対応できません。		zA120035	文部科学省	(財)全日本軟式野球連盟規定の緩和	5123	5123A013	1	日本ニュービジネス協議会連合会	13	(財)全日本軟式野球連盟規定の緩和	全日本軟式野球連盟に登録できる者の規定として、同連盟以外の組織、硬式野球を使用する団体、日本K&A少年野球連盟の大会への登録・参加者が排除されている。全日本軟式野球連盟を主管する(財)日本体育協会の球-ツ憲章には美しい球-ツの育成、健康な身体を築くことが謳われているが、軟式野球連盟の規定は、中学生が軟式から硬式野球に移る成長時期において球-ツなどの成長時期にあわせた野球を選択し、国内外の大会に参加することを奨励する立場にありながら、当連盟以外の野球や大会に参加することを阻害しており、主管する文部科学省により全日本軟式野球連盟規定第2章、第5条3項(イ)、(ロ)の規定削除のご指導をお願いする。	日本K・B a l l 1少年野球連盟は、中学生の成長時期に合わせてゴム製球-ツを使用し、硬式野球への移行期に合わせた野球を普及し、かつ、国際試合の場を提供し、国際性豊かな人材育成を目指すことを目指している。しかし、全日本軟式野球連盟の規定が存在するため、中学生が軟式から硬式に移行する段階で、野球種類の自由な選択や国際大会の場を提供するK・B a l l 1に参加できない状態となっている。	種々の競技団体を主管する(財)日本体育協会のスポーツ憲章では、美しいスポーツマンシップの育成、健康な身体を築くことが謳われている。こうした目的を実現するために同会に参加する競技団体への指導を行っている。こうした状況下、全日本軟式野球連盟は、アマチュア、とりわけ中学生が他の野球の連盟や組織に登録・参加することを禁じており、こうした規定は上記協会のスポーツ憲章に反していると考えられる。		